

変更届に係る添付書類一覧

変更があった事項	添付書類	備考
1 事業所（施設）の名称	・運営規程	・11運営規程の変更についても併せて届け出ること。
2 事業所（施設）の所在地	・移転先の事業所の平面図及び写真 ・建物の賃貸借契約書 ・外観の写真 ・運営規程	・面積要件のある事業所（通所介護等）は、移転前に図面協議が必要です。 ・平面図に備品・設備・区画を記載すること。 ・事業所の電話、FAXが変更になる場合は、変更届に記載（添付書類については21参照）。 ・移転元と移転先の指定権者が異なる場合には、廃止・指定の手続きが必要。 ・11運営規程の変更についても併せて届け出ること。
3,4 申請者（法人）の名称及び所在地	・登記事項証明書（原本）	・法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届に記載。 ・法人単位での変更届が可能。 ※その際は「併せて届け出る事業所一覧」も届け出ること。
5 代表者（開設者）の氏名、生年月日、又は住所	・登記事項証明書（原本） ・誓約書（参考様式6、それに伴う別紙） ・暴力団排除に係る誓約書（代表と管理者の署名必須）	・法人単位での変更届が可能。 ※その際は「併せて届け出る事業所一覧」も届け出ること。
6 申請者又は開設者の登記事項証明書・条例等	・登記事項証明書（原本）	・法人単位での変更届が可能。 ※その際は「併せて届け出る事業所一覧」も届け出ること。
7 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	・平面図	・面積要件のある事業所（通所介護等）は、移転前に図面協議が必要です。 ・介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、変更許可申請が必要。
8 備品（介護予防）訪問入浴介護事業に限る）	・設備・備品等一覧表（参考様式3）	
9 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所	・勤務形態一覧表（参考様式1） ・誓約書（参考様式6、それに伴う別紙） ・暴力団排除に係る誓約書（代表と管理者の署名必須） ・資格証又は研修修了証の写し（資格要件がある場合）	・介護老人保健施設又は介護医療院の場合は、管理者承認申請が必要。 ※管理者承認後通りハ・短期入所療養介護（みなし指定分）に係る変更届を行う。
10 サービス提供責任者の氏名及び住所	・勤務形態一覧表（参考様式1） ・資格証の写し	・変更届にサービス提供責任者の氏名、住所、郵便番号、生年月日を記載すること。
11 運営規程	【従業者の員数又は利用定員の変更の場合】 ・運営規程（変更後のもの） ・勤務形態一覧表（参考様式1） ・資格証の写し  【その他の変更】 ・運営規程（変更後のもの）	・定員を増やす場合、事前相談（電話可能）が必要です。場合によっては、現地で面積測定が必要になることもございますので、お早めにご相談ください。 ・変更点がわかるようお示しください。
12 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	・協力医療機関等との契約書の写し	・介護老人保健施設又は介護医療院の場合には、変更許可申請が必要。
13 事業所の種別（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、その他）	・種別が変更したことがわかる書類	
15 事業実施形態（空床利用型・併設型の別、本体施設種類）	・形態が変更したことがわかる書類	
16 入院患者又は入所者の定員	・付表（HPの新規指定の提出書類等に掲載） ・運営規程 ・勤務形態一覧表（参考様式1） ・施設平面図	・運営規程や平面図に変更がある場合は、変更に必要な書類を添付。
18 福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況）	・保管方法・消毒方法の分かる書類（委託している場合にあっては、委託契約書の写し）	
19 併設施設の状況等	・併設する施設の概要の分かるパンフレット等	
20 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・介護支援専門員一覧表（参考様式7） ・勤務形態一覧表（参考様式1） ・介護支援専門員証の写し ・実践者研修修了証の写し（計画作成担当者の場合）	・小規模多機能型居宅介護の場合は、計画作成担当者研修も必要。
21 法人、事業所の電話番号、FAX番号及びメールアドレス	【事業所のみ】 ・付表（HPの新規指定の提出書類等に掲載）	・法人、事業所の所在地変更の場合は、併せて届出可能。